

## 「社会医学研究」投稿規定

- 1 . 「社会医学研究」は、日本社会医学会（旧称：社会医学研究会）の機関誌であり、社会医学に関する優れた原著（英文抄録をつける）総説、報告、短報を掲載する。
- 2 . 論文執筆者（筆頭）は、会員に限る。連名者も会員が望ましい。投稿原稿の採否は、査読の上、編集幹事会で決定する。
- 3 . ヒトおよび動物を対象にした研究は、1964年のヘルシンキ宣言（1975, 83, 89, 96, 2000年修正）の方針に沿った手続きを踏まえている必要がある。
- 4 . 投稿原稿（図表を含む）には、コピー2部（計3部）とテキスト形式で保存したフロッピー・ディスクを添付する。
- 5 . 論文の校正は、初稿のみ著者が行う。
- 6 . 論文の別刷が50部を越える場合は著者負担とする。また、特別にかかる費用についても著者負担とする。
- 7 . 論文の送付は、原則として日本社会医学会事務局とする。ただし、総会記録特別号や研究総会特別号の場合は、総会担当世話人とする。
- 8 . 執筆要領
  - （1）原稿本文は和文とし、英、和それぞれ5語以内のキーワードをつける。
  - （2）原稿は、A4版に横25字～40字の範囲で、十分に行間をあげ、横書きで記載する。
  - （3）原著、総説、報告などの枚数は、原則として図表などを含めて、刷り上がり8ページ程度（1ページは約2,100字）までとする。原著の英文抄録は、A4版にダブルスペースで1ページ以内とする。
  - （4）原稿には表紙を付け、表題、著者名、所属機関名（以上英文表記）のほか、論文の種別、別刷請求先及び氏名、別刷希望部数、図表数、論文ページ数を記載すること。また、フロッピーには、ファイル名のほか、フォーマット形式やテキストの種類など「読みとり」に必要な事項を記載する。
  - （6）参考文献は以下の引用例に従い、引用順に番号を付け、論文末尾に一括して番号順に記載する。
    - 雑誌の場合……著者名、表題、雑誌名、年号；巻数：頁 - 頁、の順に記載する。著者が3名を越える場合は3名までを記載し、残りの著者は「他」とする。
      - 1) 近藤高明、榊原久孝、宮尾克他、成人男性の骨密度に関する検討．社会医学研究．1997;15:1-5
      - 2) Murray CL.Evidence-based health policy.Science 1996;1274:740-743
    - 単行本の場合……編者・著者名、書籍名、所在地、発行所、発行年、頁の順に記載する。
      - 1) 三浦豊彦編．現代労働衛生ハンドブック 増補改訂第二版増補編．川崎：労働科学研究所、1994:293-296
      - 2) Murray CL.The Global Burden of Disease.Cambridge,Harvard University Press,1966:201-246

## 「社会医学研究」投稿規定についての補足

「社会医学研究」へ投稿される原稿の査読、改訂などの手続きを迅速化するために、原稿を電子ファイルとして以下のメール・アドレスへ送付されることを勧めます。

u1yamada@kanazawa-med.ac.jp

電子ファイルとして投稿する場合、本文および表は必ず、「MS Word」または「一太郎」のワープロ・ソフトを用いてください。可能ならば、図もGIF、TIF、JPEGまたはBMPで同時に送付してください。

なお、電子ファイルと同時に、A4紙に書かれた原稿1部（図、表を含む）を、「社会医学研究投稿原稿在中」と明記し、以下のあて先に郵便にて送付してください。

山田 裕一編集委員長

〒921-0293 石川県河北郡内灘町大学1-1 金沢医科大学社会環境保健医学（衛生学）

### 投稿規定の追加事項（暫定）

電子的技術情報を引用文献等としての記載する場合の要領

インターネット等によって検索した電子的技術情報を引用する場合、その書誌的事項を次の順に記載する（WIPO標準ST.14準拠）。

著者の氏名・表題、（記載可能な場合は以下に頁、欄、行、項番、図面番号など）、媒体のタイプを[online]として示し、判明すれば、以下にその掲載年月日（発行年月日）、掲載者（発行者）、掲載場所（発行場所）、[検索日]、情報の情報源及びアドレスを以下の例にならって記載する。データベースからの引用では識別番号（Accession no.）を記載する。

#### 1. インターネットから検索された電子的技術情報の記載例

（日本語での記載例）

新崎 準ほか. 新技術の動向. [online] 平成10年4月1日、特許学会. [平成11年7月30日検索] インターネット<URL: <http://ijj.sinsakijun.com/information/newtech.html>>

（英語での記載例）

Arasaki J et al. Trends of new technology. [online] 1 April 1998, Jpn Assoc Acad Patent. [retrieved on 1998-02-24]. Retrieved from the Internet:

<URL: <http://ijj.sinsakijun.com/information/newtech.html>>

#### 2. オンラインデータベースから検索された電子的技術情報の記載例

Dong XR, et al. Analysis of patients of multiple injuries with AIS-ISS and its clinical significance in the evaluation of the emergency managements. Chung Hua Wai Ko Tsa Chih 1993; 31(5): 301-302. (abstract), [online] [retrieved on 1998-2-24]. Retrieved from: Medline; United States National Library of Medicine, Bethesda, MD, USA and Dialog Information Services, Palo Alto, CA, USA. Medline Accession no. 94155687, Dialog Accession no. 07736604.

## 日本社会医学会会則

- 第1条 (名称) 本会は、日本社会医学会という。
- 第2条 (目的) 本会は、会員相互の協力により、社会医学に関する理論及びその応用に関する研究が発展助長することをもって目的とする。
- 第3条 (事業) 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
1. 研究会の開催
  2. 会誌、論文集などの発行
  3. その他必要な事業
- 第4条 本会は、会の目的に賛同し、会費を納める者で構成する。
- 第5条 (役員とその選任)  
本会には、理事よりなる理事会、評議員よりなる評議員会及び監事をおく。理事、評議員、監事の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 第2項 評議員は、会員の直接選挙によって選出される。また、理事及び監事は、評議員会の互選によって選出され、いずれも総会において承認されなければならない。
- 第3項 本会の監査は、監事がこれに当たる。監事の任期は3年として再任を妨げない。
- 第6条 (役員の数、及び選出細則)  
理事、評議員、及び監事など本会役員の数、及び選出方法の詳細は選出細則によって別に定める。
- 第7条 (総会と事業の運営、及び議決)  
年次予算、会則、会則変更等重要事項の決定は、総会の議決を経なければならない。
- 第2項 理事会は、理事長のもとに承認された事業を執行するとともに、予算及び決算、事業計画を評議員会の承認のもとに総会に提出する。
- 第3項 総会は、委任状を含め、会員の4分の1以上の出席で成立する。
- 第4項 理事会、評議員会は、委任状を含めて定数の3分の2以上の出席で成立する。
- 第8条 (会費) 会費は年額5000円とする。会員は、無料で会誌の配付、諸行事の案内を受けることができる。ただし、研究会の開催など特別に経費を要する場合は、その都度、別に徴収することができる。
- 第9条 (名誉会員) 満70歳以上の会員のうち、世話人・理事経験のある者、またはそれに等しい功績があると総会で認められた者は、名誉会員に推薦することができる。  
名誉会員は、会費納入を免除される。
- 第10条 本会は、会員の希望により各地方会をおくことができる。
- 第11条 本会の諸行事、出版物などは、会員外に公開することができる。
- 第12条 本会の会計年度は、毎年7月に始まり、翌年6月に終わる。
1. 1960年7月施行
  2. 1979年7月一部改正
  3. 1993年7月一部改正
  4. 1996年7月一部改正
  5. 1999年7月一部改正
  6. 2000年7月一部改正
  7. 2002年7月一部改正
  8. 2004年7月一部改正

### 日本社会医学会役員選挙細則

- 1.(評議員の選出及び定数)  
評議員は、10名連記による全会員の直接投票によって選出される。評議員の定数は、会員10名につき1名を原則とする。
- 2.(理事の選出及び定数)  
理事は、評議員会での互選によって選出される。理事の定数は、10名以内とする。選出された理事は、総会で承認されなければならない。理事会は、上記1.の規定にかかわらず、性、地域、職種、年齢等を考慮して、指名によって若干名の評議員を追加することができる。
- 3.(理事長の選出)  
理事長は、理事会での互選によって選出される。選出された理事長は、総会で承認されなければならない。なお、理事長は、上記2.の規定にかかわらず、指名によって若干名の理事を追加することができる。
- 4.(理事長の代行の選出)  
理事長は、事故等の理由で職務を遂行できない場合を想定して、理事の中からあらかじめ理事長代行を指名する。
- 5.(監事の選出及び定数)  
監事は、評議員会において理事に選出された者以外から互選する。選出される監事の定数は2名とし、総会で承認されなければならない。

## 編集後記

本号では、すべての原稿が電子ファイルとして投稿されました。実際には、査読の際の書き込みを参照する必要から、紙の原稿をやり取りすることが何度かありましたが、おおむねスムーズに受付、査読、修正、再投稿の作業ができました。ご協力ありがとうございました。なお、参考文献として Web 上の記事を挙げる論文がありましたが、そのような例は今後急増すると予想されます。標準的な例示の方法を投稿規定の追加事項として補足しましたので、次号からはそれを参照してください。(山田 裕一)

### 査読者一覧

聖徳大学人文学部

滋賀医科大学

大阪府立大学社会福祉学部

北海道大学医学部

大阪大学大学院医学系研究科

九州社会医学研究所

同志社大学社会学部

藤女子大学人間生活学部

金沢医科大学医学部

上畑 鉄之丞

北原 照代

黒田 研二

小橋 元

高鳥毛 敏雄

田村 昭彦

千田 忠男

福地 保馬

山田 裕一

社会医学研究 第22号 2004年12月1日発行

日本社会医学会機関誌 社会医学研究 Bulletin of Social Medicine ISSN 0910-9919

理事長 上畑鉄之丞 聖徳大学人文学部 uehata@seitoku.ac.jp

発行者 上畑鉄之丞

発行所 〒464-8601 名古屋市千種区不老町 名古屋大学情報連携基盤センター

宮尾克研究室 日本社会医学会事務局

TEL / FAX 052-789-4363 mmiyao@med.nagoya-u.ac.jp

編集 山田 裕一 編集委員長

〒921-0293 石川県河北郡内灘町大学 1-1

金沢医科大学社会環境保健医学(衛生学)

TEL: 076-218-8101 FAX: 076-286-9723 u1yamada@kanazawa-med.ac.jp